金沢大学法学部

2006 年度後期「法思想史」(金・4 限)定期試験 2007 年 2 月 9 日 (定期試験期間内)実施/担当: 足立英彦

- 1. 別紙プラトン「プロタゴラス」(『プラトン全集 8』岩波書店、1975 年、141-142 頁) において、プロタゴラスは、「正義その他の国家社会をなすための徳性」が万人に分け与えられていることを説明している。この説明によって彼はどのような主張をしようとしているのか、次の言葉を用いつつ説明しなさい。「相対主義」「民主主義」(15 点)
- 2. ローマ法に関する次の問いに答えよ。
 - (a) 十二表法は、人や大きな家畜、不動産の譲渡について、その取得者が「これは、クィリテース(ローマ)の法によって、私のものである!」という形式的な言葉を発することによって法的に有効なものとなる、と定めている(ベーレンツ(河上訳)『歴史の中の民法』日本評論社、2001 年、179 頁)。この規定の意義を簡潔に指摘せよ。(15 点)
 - (b)外人担当法務官が開発した「方式書訴訟」について説明しなさい。その際、次の言葉を用いること。「法廷手続」「審判手続」「法律訴訟」「訴権」(20点)
- 3. トマス・アクィナスの思想について次の問いに答えよ。
 - (a)トマスによれば、法は主に永久法・自然法・人定法に区別できる。永久法は全被造物を支配し秩序づける神の計画とされる。では、自然法と人定法はどのようなものであるか、自然法から人定法を導出する方法についても触れつつ説明しなさい(自然法の具体的内容についての説明は不要)。(20点)
 - (b)トマスの ius (正・法・分)について説明した次の文章の空白を埋めよ。

rius d	とは (1) に 。	はってそ	の実現か	「目指され	こる対象で	であり、	各人に帰
属する	රි (2)•(3)を意	味する。	ius はト	マスに	よれば、
(4) ius ک	: (5) ius ك	の二つか	ら成ると	される	。前者は
ius の	内容が「	事柄のる	本姓その	ものから	う」確定る	されるもの	のであるの	のに対し	、後者は
(6) あるに	は共同的	り合意に	よって確認	定されるも	らのであり	、この共	同的合意
は共同	体成員の	総体的台	含意の形を	とる場合	合と、国家	家統治者σ)命令 (法	律とその	適用)と
いう形	/をとる場	合がある	る。例えば	ば、ある <i>,</i>	人が呈供し	したもの (一日の労	働)と同]等のもの
(その	対価)が見	見返りと	して彼に	与えられ	る、とい	うのが (4) iu	s であり、
この彼	皮に与えら	れる同等	等のもの ((対価)7	が具体的に	こ何である	が(貨幣	か現物が) またそ
の程度	夏(賃金高)が(6) ŧ	しくは国	家の決定	に従ってス	定められ?	るときに、
この決	や定内容が	(5) ius な(のである。	」(三島『	"法思想史	(新版)	181-182
頁を元	に作成。)) (各 5 点	ā、計30	点)					